

別紙

事業実施計画書に対する審査基準

提出された事業実施計画書については、以下の審査基準に基づき、評価します。

- 1 下表に基づき、事業実施計画書ごとにポイント付けし、ポイントの合計値の最も高い事業実施計画書から予算の範囲内で補助金交付候補者を選定します。
- 2 審査項目において一つでも不採択がある場合又はポイントの合計値が 10 点未満の場合は、補助金交付候補者として選定しないものとします。
- 3 ポイントの合計値が同じ場合には、補助金額が低い者を補助金交付候補者に選定します。

審査項目	評価	ポイント
① 事業実施計画書の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の目的の達成に必要な調査内容を計画しているか。</li> <li>・ スケジュールに無理がなく、実現可能性があるか。</li> <li>・ 事業実施経費は妥当なものになっているか。</li> </ul>	概ね認められる 3 一部認められる 1 認められない 不採択
② 事業実施体制の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の調査内容を的確に遂行するために必要な実施体制を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。</li> <li>・ 事業の目的の達成のために効果的な実施体制となっているか。</li> <li>・ 事業の目的と達成のために効果的な実施体制となっているか。</li> <li>・ 事業代表者に十分な管理能力があるか。</li> <li>・ 事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。</li> </ul>	概ね認められる 10 一部認められる 5 認められない 不採択
③ 専門知識・適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肥料の生産・流通等に関する専門的知識や経験等を有した人的資源を十分に有しているか。</li> </ul>	十分に認められる 10 概ね認められる 6 一部認められる 2 認められない 0
④ 事業実施主体の調査実績等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肥料の生産・流通等に関する知識を十分有した者が参画し、これまでに類似の調査実績を有しているか。</li> </ul>	実績が多くある 10 実績がある 5 実績がない 0
⑤ 調査の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査方法に関して多数の情報元を設定しているか。</li> </ul>	十分に認められる 10 概ね認められる 5 認められない 0